

東京都北区障害者雇用推進委員会設置要綱

2北総職第3628号
令和3年3月31日区長決裁

(設置)

第1条 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3の規定に基づく北区障害者活躍推進計画（以下「計画」という。）の実施状況を一元的に把握・点検し、次期計画を検討するとともに、障害がある職員がその障害特性や個性に応じ、能力を最大限に発揮して活躍できる取組を推進していくため、東京都北区障害者雇用推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の実施状況の把握・点検に関する事項
- (2) 計画の策定・変更等に関する事項
- (3) その他障害者の活躍の推進に関し、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は総務部職員課長を、副委員長は教育委員会事務局教育振興部教育政策課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てるほか、必要に応じて委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員会は、前条各号に掲げる事項の検討に必要な調査等を行わせるため、委員会の下に作業部会を設置することができる。
- 5 前項の作業部会の部会長及び部会員は、委員長が指名する。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会を主宰する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

別表 (第3条関係)

政策経営部企画課長
政策経営部財政課長
政策経営部情報政策課長
総務部総務課長
総務部多様性社会推進課長
健康福祉部障害福祉課長
監査事務局長
選挙管理委員会事務局長
区議会事務局次長